

許可番号 第 1 号

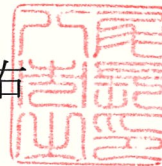
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府八尾市都塚1-190
氏名 株式会社 八尾クリーンセンター
代表取締役 高安 明子 様

第7条第1項の許可—
第7条第2項の更新の許可を受けた者で
第7条の2第1項の許可
あることを証します。

令和6年5月1日

八尾市長 山本 桂右



許可の有効期間	令和6年5月1日から令和8年4月30日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系可燃ごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、草等)
処理区分	収集・運搬
事業区域	八尾市内
事務所等の所在地	八尾市都塚1-190
許可の条件	裏面のとおりに

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(一般廃棄物収集運搬業の許可の条件)

第28条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (2) 収集した一般廃棄物（食品循環資源を除く。）は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。
- (4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。
- (6) 一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとする。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。
- (8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。
- (9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。
- (10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。
- (11) その他市長が必要と認めること。

第28条第1項第6号の規定に基づき承認した車両（大阪484 た5678）への条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 当該車両の使用は、狹隘道路にある事業所に対する措置であり、神立共同墓地（神立4-27）のごみ収集に限り使用すること。<input type="checkbox"/> 収集したごみは、許可車両（塵芥車）で一般廃棄物処理施設に搬入すること。（この車両での搬入はできません。）<input type="checkbox"/> 当該車両での収集運搬時に一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）を携帯し、代車シート（No.23）を車両に貼付すること。 |
|--|